

# チケット不正転売禁止法適用までの経緯とそれに対する一考察

1200499 濱口 栞

高知工科大学 経済・マネジメント学群

## 1. 概要

2019年6月14日に「チケット不正転売禁止法」が施行された。この法律は、以前から問題視されていたチケット高額転売などを規制するために制定されたものである。しかしながら、この年の11月には早くも同法施行後初の逮捕者が出ている。さらに、インターネット上、とくにSNSなどを通して個人間のやりとりでの詐欺被害・高額転売の話は現在でも後を絶たない。また実際に知人がチケット詐欺に遭った話も耳にしたこともあり、法がきちんと適用されているのかについて疑問を感じた。

そこで本研究では、チケット転売を巡る法律の問題点を明らかにし、今後の在り方など自分なりに意見や考察を述べていきたい。

## 2. チケット不正転売禁止法とは

### (1) チケット不正転売禁止法の趣旨

「チケット不正販売転売禁止法」は、2019年6月14日に施行された法律であり、正式名称は「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」である。

この法律は、ダフ屋行為（チケットを転売する目的で購入し、転売すること）や、近年問題となっているチケット二次流通サイトやSNSなどインターネットを介したチケットの不当な高額転売を禁止するために施行された。違反した場合には、1年以下の懲役または100万円以下の罰金もしくはその両方が科せられる。

この法律でおもに規制されているのは「不正転売」と「不正仕入」である。

### (2) 「不正転売」・「不正仕入」とは

「不正転売」とは、「業として、興行主やその委託を受けた販売業者の事前の同意を得ないで、その販売価格を超える金額で有償譲渡すること」を言う。ここでいう“業として”とは、事業としてという意味ではなく、反復継続する意思をもってという意味であり、“業として”に当たるかどうかは、購入したチケットの枚数、転売で得た収益額、過去の取引回数などの事情も考慮される。そのため、何度も繰り返してチケット高額転売をおこなっている人物が捜査の対象になりやすく、逆に1回限りの高額転売の場合は捜査の対象になりづらく、処罰を受ける可能性が低いと言える。

また、「不正仕入」とは「不正転売目的で譲り受けること」である。今までは規制することができる法律が存在しなかったため、チケット不正転売禁止法適用により規制されるようになった。

## 3. 法施行の経緯

2019年6月にチケット不正転売禁止法が施行されるまでは、インターネット上のチケット転売を規制する法律は存在せず、各都道府県が定める迷惑行為防止条例や古物営業法、詐欺罪などで規制されていた。実際、2016年には、人気アイドルグループなどのチケットを常習的に高額転売していたとして、古物営業法違反（無許可営業）の疑いで逮捕者が出ている。チケットの高額転売が年々大きな社会問題となっていく中で、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向け、議会でも法整備が議論されていた。

実際に現在のオリンピック組織委員会公式ホームページでは、チケットの不正転売を防ぐため、「オークションサイト

等に出品されたチケットは、全て無効化され、そのようなチケットでは会場に入場できない」、「国内大手フリマ・オークションサービスやチケット仲介サービスでは、運営会社により東京 2020 観戦チケットを出品禁止とする」、「複数の ID を取得し、抽選申込を行うことは禁止。違反者にはチケットの無効化・サービスの利用資格を停止する」、「来場者全員に対して本人確認を行う」、「2020 年春に公式リセールサービスを設置する」との記載があり、不正転売対策に力を入れていることが分かる。

また、2016 年には音楽関連団体・会社が連携し、「転売 NO」といった活動を行う、現「チケット適正流通協議会」が発足した。これには数多くの著名アーティストだけでなく、国内主要音楽イベント・団体が賛同している。また、同協議会の公式ホームページには、2017 年 4 月には「チケット高額転売とネットダフ屋行為の抑止に向けて」と題した会合が行われ、石破茂を会長とするライブ・エンタテインメント議員連盟に対し、現「チケット適正流通協議会」（一般社団法人日本音楽制作者連盟／一般社団法人日本音楽事業者協会／一般社団法人コンサートプロモーターズ協会／コンピュータ・チケット協定会等）から、現状報告を行うとともに、問題の解消に必要な措置を議論している、との記載があり、実際に議員と意見交換をしていたことがわかる。

このような、アーティスト・主催者側からの問題提起や、ライブ・エンタテインメント市場の拡大、東京オリンピック・パラリンピックの開催などの社会情勢の動きに伴い、2018 年 12 月 14 日に「チケット不正転売禁止法」が公布され、翌年 2019 年 6 月 14 日に施行されたのだった。また、2019 年 11 月にはプロ野球オールスター戦のチケットを巡り、全国初の逮捕者が出ている。

#### 4. チケット不正転売禁止法をめぐる問題点

上記のような経緯で施行された「チケット転売禁止法」にも、多くの問題点があると私は考える。

まず、第一に挙げられるのは「規制対象が不明瞭である点」である。ここで注目すべき点であるのは、この法律では

あくまで規制対象は「特定興行入場券」であることである。

「特定興行入場券」とは、券面に指定の日時や会場名、また指定された入場者の氏名や座席番号などが記載されているチケット、また興行主の許可なしに有償で譲渡することを禁止しているチケットのことである。つまり、イベントの整理券など、入場者の指定がないチケットの高額転売には「チケット不正転売禁止法」は適用されないことが分かる。また前述したように「販売価格を超える金額で」、「業として」行っているものに限られるため、1 回限りの高額転売では捜査の対象になることが難しいと言える。

次いで挙げられるのは、「公式リセールサービスの普及がまだ不十分である点」である。

公式リセールサービスとは、チケットを所持しているが、予定などの関係でやむを得ず譲らなければならなくなった際に利用を推進されているシステムである。これは国内大手ブレイガイドや、主催者公認サイトなどが運営しているため、チケットの譲渡を安心して行うことができる、と好意的な意見が多くみられる。

しかしその一方で、二次流通サイトでの高額転売や、SNS などインターネット上の個人間のチケット譲渡が後を絶たず、公式リセールサービスが全ての高額転売に対してうまく機能しているとは言い難い。その大きな理由は、公演・アーティストによってチケットのリセールに対応していない公演・アーティストが多く存在することである。

また、実際にアーティスト公認チケット売買サイト「チケットシェアリング」を利用した際には、本人確認に顔写真付き身分証明書が必要になり、トラブル対策がしっかりしていると感じたが、手続きにも時間がかかるため、少し面倒だという意見が口コミでも見られた。また、出品の際にも手数料がかかり、取引も公演 6 日前までしか行えないため、直前の譲渡になる場合や、チケットが【人々の需要>>供給量】である場合、結局、二次流通サイトの利用や SNS など気軽に行うことができる取引の利用が多いのではないかと考える。だが、この二次流通サイトや SNS での取引で、チケットの高額転売や詐欺被害が相次いでいるため、「全てのチケットを同

じ法律で規制するのであれば、同じようにリセールできる”仕組み作りが重要なのではないかと私は主張する。独自の抽選・発券方法を取り入れているアーティストが存在するため、現実的には厳しいかもしれないが、いずれどの公演のチケットでも平等に規制されるような仕組み・システムが適用されれば、チケットの不正転売減少にも影響するのではないかと考える。

## 5. 海外での不正転売の在り方

これまで日本国内におけるチケット不正転売の現状について述べてきたが、海外ではどうだろうか。ここからは不正転売にまつわる対策が進んでいるとされる、アメリカとイギリスや、日本とほぼ同時期に動きがあった韓国の3か国では、どのような法律が施行されているか、そしてチケット転売の現状と行われている対策などについて、日本との比較を意識しながら述べていきたい。

### (1) アメリカ合衆国

世界最大のエンタテインメント市場を持つアメリカ合衆国では、以前から日本に比べてチケットのリセールサービスが一般にも普及しているようだ。日本と異なる点としては、主催者公認のリセールサービスにも関わらず、譲り手によって価格帯は様々である点、またミュージカル公演などでは割引価格で販売される当日券や、事前にインターネットで申し込み、当選者には格安でチケットを提供するロタリー

(lottery) という制度を設けている作品が多く、低価格のチケットを入手できるよう配慮された制度が存在する点である。

また、日本と同じくアメリカにも「転売ヤー (通称 ticket scalper)」が存在し、人気公演などのチケットを買い占め、高額転売する業者が多く存在している。さらにチケットの買い占めを行うプログラム「ボット」の登場によってチケット買い占めが深刻さを増していた。しかし、2016年に連邦全域でボットによるチケットの大量購入・転売を禁止・規制する法律「Better Online Ticket Sales Act of 2016 (BOTS 法)」が成立されている。

また、日本では全席一律料金・座席ランダムでのチケット販売が一般的だとされているが、アメリカでは前方や最後尾などの座席の違いや、イベント招待権やグッズなど特典の有無によって、チケットの金額に相違があることが多く、同じ公演でも場合によっては万単位の差が出ることもある。

### (2) イギリス

イギリスでもチケットの高額転売対策に向けた法律がいくつか施行されている。山口 真紀子 (2018) の論文を参考にまとめていく。

まず1つ目は、2015年に制定された「消費者権利法 (Consumer Rights Act 2015)」である。これはインターネット上の不当なチケット高額転売から消費者を保護するために改正された法律である。具体的な内容としては次の4つが挙げられる。

①情報開示義務：座席番号などが特定されている場合、正しい情報を提示する義務・そのチケットの譜面価格などを提示する義務。

②消費者及び転売者の保護：主催者は事前に公示している場合を除いて、チケットを転売したという理由だけで入場する権利を取り消してはならない。

③違法行為の通報義務：チケット転売サイト運営者は違法行為に気付いた場合、警察に通報する義務がある。

④罰金上限：違反した場合の罰金の上限は5,000ポンドである。

次いで、「ボット」対策の法律が挙げられる。他国と同じくイギリスでもボットによるチケット買い占め問題が多発していたため、2017年に「デジタル経済法 (Digital Economy Act 2017)」が成立し、ボットの使用が規制されるようになった。

また2012年に行われたオリンピック・パラリンピックの際には「ロンドンオリンピック・パラリンピック法」が制定され、大会組織委員会から書面で権限を与えられた場合を除き、大会イベントのチケットの販売等を、公共の場所で又は業として行うことの禁止が定められた。つまり、この事からも2012年時点で世界に先駆けてチケット転売に対する法律

を施行していたことが分かる。

### (3) 韓国

日本が「チケット不正転売禁止法」を施行したほぼ同時期に韓国でもチケット転売に対して動きがあったと 2019 年 6 月 24 日に YAHOO! JAPAN ニュースが報じている。その内容は以下の通りである。

「2019 年 6 月 12 日、韓国国会では公演チケットの不正取引を禁止する公演法の一部改正案が発議された。オフラインでの高額転売が発覚した場合に 20 万ウォン（約 2 万円）以下の罰金が科せられる現行の規制をより強化し、オンライン・オフラインを問わずに高額転売が発覚すれば 1 年以下の懲役もしくは 1000 万ウォン（約 100 万円）以下の罰金刑にする。」

この改正案が発令された背景には、人気公演チケットの高額転売が人々の間で当たり前となっていることがあげられる。実例として人気アイドルグループのチケット定価 11 万ウォン（約 1 万 1000 円）が 320 万ウォン（約 32 万円）、また別のグループのチケット定価 11 万 9000 ウォン（約 1 万 1900 円）が 1300 万ウォン（130 万円）で取引されていたのだ。

日本と同じようにアーティスト・主催者側もこれを問題視し、高額転売を防ぐために本人確認を導入するも、「知人にチケットを譲渡したり、ファン同士で座席を交換するのは当たり前」、また入手方法は先着方式が多くを占めているため高額転売・代行サイトでチケットを手配するという風潮が強くなり、日本と比べても本人確認の徹底をしている公演がまだまだ少ないと感じる。法規制もさることながら、現段階では韓国国内でのチケットの入手方法の見直しが最も必要であると考えられる。

## 6. ボット対策

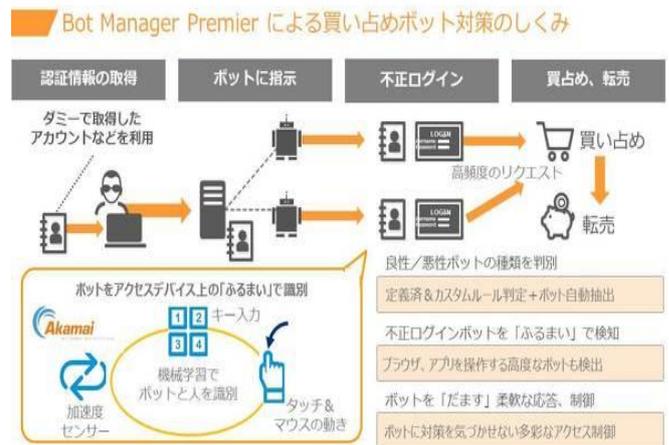
これまでアメリカ・イギリス・韓国のチケット転売の現状・対策などについて述べてきたが、「ボットによるチケットの買い占め」が世界的に問題視されていることが共通していることがわかる。そして、チケット転売対策を成功に導く

鍵となるのが「ボット対策」であるように思われる。もちろん日本でもボット対策そのものの動きはあるが、まだまだ浸透率が低く、対策が不十分である。唯一、大手チケットプレイガイド「イープラス」でボット対策の導入に成功しているため、ここではその事例について述べていきたい。

2018 年 8 月、国内大手プレイガイド「イープラス」の一般先着チケット販売において、アクセスの 90% が「ボット」と呼ばれる自動プログラムによるものだったことが明らかになった。同社はこの事態を受け、難読文字を入力させ、人間によるものか、ボットによるものかを判別する「CAPTCHA」システムなどをボット対策のため導入していた。しかし AI 技術（人工知能）の発展により簡単に突破され、その効果は薄かった。

様々なシステムを導入していく中、ネットワーク事業を展開する「アカマイ・テクノロジー」の「Bot Manager Premier (BMP)」を導入し、「ふるまい検知」と機械学習でボットを検知したところ、あるチケットの販売サイトへの 30 分間のアクセス数約 50 万件のうち 9 割以上がボットによるものと判明し、これをブロックすることにも成功したという。その仕組みが図 1 のようである。

図 1



出所

[https://image.itmedia.co.jp/1/im/news/articles/1812/28/1\\_kf\\_bot\\_04.jpg#\\_ga=2.13544247.1866712975.1581655938-1553369983.1581655935](https://image.itmedia.co.jp/1/im/news/articles/1812/28/1_kf_bot_04.jpg#_ga=2.13544247.1866712975.1581655938-1553369983.1581655935)

数か月に渡りこのシステムの精度を高めた結果、ボットの

アクセス数は激減し、一般のユーザーがアクセスしやすい環境となった。また長年同社がマークしていたチケット代行サイトから、イープラスが販売している公演チケットの取り扱いを無くすことができ、ボット対策は成功を収めたのだった。

この事例が公表されたことで、日本におけるチケット買い占め問題・ボット対策はより注目されはじめたように思う。しかし、前の章で挙げたようにアメリカやイギリスでは数年前より法案を通し、ボット対策を進めているが、日本ではボットを規制する法律が未だ整備されていない。ボットによる買い占めがチケット不正転売問題の根本的な部分となっていることは間違いなく、この問題を未然に防ぐことが必須である。「チケット不正転売禁止法」が効果をあげていくためには、最も力を入れなければいけない部分であると考えられる。

## 7. 考察

前章でボット対策について述べてきたが、チケット不正転売をめぐる現段階の対策の在り方として最も有効である改めで主張したい。第4章では「規制の対象が不明瞭である点」・「公式リセールサービスの普及がまだ不十分である点」といったチケット不正転売の問題点を挙げたが、現実的に考えて同時に解決に向かわせるのは大変難しいことであり、今の日本の現状でなにか活路を見出せるとするならば、他国（アメリカやイギリスなど）の成功例に学ぶ必要があると考える。

日本において「ボット対策」は未だ規制できる法律が適用されていないことや、認知度の低さから他国に比べ遅れていると言える。しかし逆を言えばこれからの対策次第で、不正転売を防ぐ最も効果的な対策となる可能性も十分にあるのだ。現段階では表立ってボット対策を公表しているプレイガイドはイープラスのみであるが、他のプレイガイド各社も追随すべきであると思う。また、チケット不正転売について調べていく中で、行政と企業の連携が不十分であると感じたため、今後はそれぞれが連携しチケット不正転売の取り組み・

取り締まりを行ってほしい。

<参考文献>

・「チケット転売に注意！不正転売禁止法による転売規制を弁護士が解説」

<https://best-legal.jp/ticket-resale-16252#i-6>

・「2017年4月21日 ライブ・エンタテインメント議員連盟に対し「チケット高額転売問題」について現状報告を行い、今後の対策について議論いたしました。」

転売 NO ホームページ <https://www.tenbai-no.jp/>

・「チケットのルール 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ホームページ」

<https://tokyo2020.org/jp/games/ticket/rule/>

・「五輪チケットが当たらない 日米の興行チケット転売事情 朝日新聞デジタル」

<https://judiciary.asahi.com/corporatelaw/2019080100002.html>

・「チケット転売問題に韓国も動くか」

YAHOO! JAPAN ニュース

<https://news.yahoo.co.jp/byline/shinmukoeng/20190624-00131056/>

・「インターネット上の興行チケット転売 ―日本の状況と諸外国の法規制―」

(山口 真紀子・2018年)

[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11094204\\_po\\_1006.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11094204_po_1006.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)

・「チケット転売問題と法規制 ～Consumer Rights Act 2015」

<http://gktojo.hatenablog.com/entry/2017/07/11/192216>

・「チケット購入アクセス「9割がbot」→“殲滅”へ イープラスの激闘を振り返る」

[https://www.itmedia.co.jp/news/articles/1812/28/news001\\_3.html](https://www.itmedia.co.jp/news/articles/1812/28/news001_3.html)